

第 2 章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

男女の人権が尊重され、共に社会に参画できるまち 川口の実現

性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、すべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を形成することを目指します。

2

基本的な視点

男女共同参画の推進にあたって「男女共同参画社会基本法*」、「埼玉県男女共同参画推進条例*」、「川口市男女共同参画推進条例*」に掲げられた基本理念を基本的な視点とします。

(1)男女の人権の尊重

性別にかかわらず、等しく個人としての人権や尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いや、性に起因する暴力が根絶され、一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮することのできる機会を確保することが必要です。

(2)社会の制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識*などにとらわれ、個人の生き方や活動の自由な選択が妨げられることがないよう、社会の制度や慣行のあり方を考え、改善を図ることが必要です。

(3)方針の立案及び意思決定への男女共同参画

市政や事業所、町会、PTA、NPO*活動など、あらゆる分野、場面における方針の企画や立案、決定、実施にいたるまでの過程に、男女が社会の対等なパートナーとして参画できる機会を確保することが必要です。

(4)家庭生活における活動とその他の活動の両立

性別による固定的な性別役割分担にこだわることなく家族を構成する者が互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、子育てや家族の介護、その他の家庭生活での活動と、職場、学校、地域などでの活動との両立が図られるようにすることが必要です。

(5)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女がお互いの性を尊重し、思いやりを持って生きていくこと、また性差によるそれぞれの身体の特徴を理解し、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが必要です。特に、女性は妊娠や出産など、男性と異なる健康上の問題に直面することがあることから、女性の性と生殖に関する健康と権利に関する自己決定権が尊重される必要があります。

(6)国際協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みと密接な関係があることを認識し、国際社会の一員として、国際的な視野を持って推進していくことが求められています。

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて社会に参画し、活躍できるようになるには、誰もが対等な立場で責任を担うと同時に、お互いの人権を尊重する意識の醸成が必要です。

市民意識調査の結果から、性別による固定的な役割分担意識*の解消は年々進んできていますが、家事に費やす時間は男性よりも女性の方が長いという結果などをみると、実際の生活への反映はいまだに進んでいないことがうかがえます。また、各分野における男女の平等感については、【学校教育】の場を除いたすべての分野で男女が「平等」であると感じる人の割合は4割を下回り、《男性優遇》が高い割合を占めています。男女が互いの人権を尊重し合い、共に責任を担う男女共同参画社会の実現には、あらゆる世代に対する意識啓発が必要かつ有効であるといえます。

また、性と生殖に関する健康と権利を保障するためには、幼少期から自分と相手の人格を尊重し、お互いの性についてよく知るような教育が必要です。将来、DVや性被害等の被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、適切な性教育の充実が期待されます。

わが国では育児休業の取得率に男女で大きな格差がありますが、男性が育児休業を取得できない理由として、職場の雰囲気によって取得できないという意見もあげられています。男女がともに個性や能力を發揮していきいきと活躍できるようになるには、社会全体に広く男女共同参画に関する意識啓発を推進する必要があります。

また、一人ひとりに個性があるように性のあり方も多様です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きていける社会の実現を目指して、性的マイノリティ*への理解を促進します。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、環境の整備も重要です。

職業・経済の分野については、依然として待遇面や管理職の割合などにおける男女間の格差が存在しています。大きな要因として、出産・育児と仕事との両立が難しいために女性の勤続年数が短くなってしまったり、家庭責任の負担が女性に偏りがちであることなどがあげられます。男女がともに家庭生活と職業生活を両立していくためには、意識啓発に加えて保育サービスや介護サービス等の社会的支援の充実も必要不可欠となります。また、在宅勤務やフレックスタイム制度などの柔軟な働き方を受け入れる職場の環境整備も重要です。

政治における男女共同参画を推進するにあたっては、議員活動と家庭生活の両立は大きな課題となっています。性別にかかわらず、幅広い年代が政治に参画できるよう、議会制度を整備することも必要です。

また、性別にかかわらずあらゆる人が社会の対等な構成員として能力を十分に発揮するためには、DVや各種ハラスメント*行為はあってはならないことです。このような人権を侵害する暴力を防止すると同時に、DV被害者や困難な問題を抱える女性を支援するための基盤整備を推進します。

さらに、男女の性差に応じ、生涯を通じた健康支援を推進するほか、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れたり、性的マイノリティ*の人々が暮らしにくい制度を改善するなど、誰もが安心して暮らせる環境の整備と社会づくりを目指します。

なお、男女共同参画社会は、基本目標Ⅰで推進する「意識づくり」と基本目標Ⅱで目指す「環境づくり」とが相まって実現するものと考えられます。

男女共同参画の実現のためには、広範多岐にわたる本計画の内容を総合的かつ効率的に進めていく必要があります。また、市民、事業者の理解と協力は不可欠です。

本市では、平成24(2012)年4月1日に「川口市男女共同参画推進条例*」が施行されたことにより、市、市民及び事業者それぞれの役割を明らかにし、市が行う施策について必要な内容が定められました。

今後も、本条例の趣旨に基づき、市、市民及び事業者が一体となって、主体的に男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進していくことができるように、より一層体制の整備を進めることが必要です。

(1)本計画推進のための体制の整備

- ①「第3次川口市男女共同参画計画」の推進のために、様々な取り組みを行い、その実効性を高めるために、毎年進捗状況や施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。
- ②男女共同参画を推進するために有識者と市民の代表により構成する「川口市男女共同参画推進委員会*」において、男女共同参画社会の実現に向けての重要な事項を調査審議し、その意見を施策に反映させるように努めます。
- ③本計画を見直す場合には、市民の意見を十分に取り入れる仕組みを講じ、「川口市男女共同参画推進委員会」における協議を経て策定します。

(2)男女共同参画社会実現に向けた市の役割

- ①市は、男女共同参画社会実現の推進者として、男女共同参画社会を目指して全庁的に男女共同参画に関する施策の充実と推進を図ります。
- ②男女共同参画の推進に向けて、庁内会議*の充実及び関係各課との有機的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を進めます。
- ③全職員が男女共同参画社会への認識を深めることができるように、男女共同参画問題をテーマとした職員研修を実施し、意識の浸透を図ります。

(3) ネットワークづくりと連携の推進

- ①男女共同参画社会の形成に向けて、市、市民及び事業者が一体となって、主体的に取り組むことができるように、その活動、交流及びネットワーク作りを支援します。
- ②国や県、他市の取り組みについて、情報収集や情報交換を積極的に行い、相互の連携、協力を図ります。

(4) 情報の収集と提供

- ①男女の自立と男女共同参画の推進に向けた総合的な拠点施設を確保し、男女共同参画に関する問題の情報収集・提供、相談、学習、調査・研究等の各事業を行います。
- ②広報やインターネット等の活用による行政情報の積極的な提供に努め、開かれた市政の運営を目指します。